

# 企画競争説明書

業務名称：ホンジュラス国国道1号線橋梁架け替え計画準備調査

案件番号：19a00646

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月6日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年11月6日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ホンジュラス国道1号線橋梁架け替え計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - (—) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
~~国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。~~
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月～2021年1月

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課

西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

<特定の排除者はありません。>

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年11月13日（水） 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。

- (3) 回答方法：2019年11月18日(月)までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年11月22日(金) 12時

- (2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他(以下に記載の経費)
    - \* 以下にかかる現地再委託費
      - (1) 交通量調査
      - (2) 自然条件調査
      - (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査
    - \* 以下にかかる調査補助員備上費
      - (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
      - (2) 自然条件調査に係る資料収集等
      - (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
<定額見積項目なし>
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) HNL 1 = 4.48115 円
  - b) US\$ 1 = 108.928 円

- c) EUR 1 = 121.071 円
- 5) その他留意事項  
  - <特になし>

**8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法**

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／橋梁計画
  - b) 橋梁設計
  - c) 調達事情／施工計画／積算
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
 約 9.1 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年12月16日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される

場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：橋梁計画に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 業務主任者／橋梁計画
- ② 橋梁設計
- ③ 調達事情／施工計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁計画）】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁計画に係る M/P、B/D、O/D、D/D、S/V
- b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス国 及び 全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス国 及び 全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 調達事情／施工計画／積算】

- a) 類似業務経験の分野：無償資金協力における積算業務
- b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス国 及び 全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 1 0 )	
( 1 ) 類似業務の経験	6	
( 2 ) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 3 0 )	
( 1 ) 業務実施の基本方針の的確性	1 0	
( 2 ) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 2	
( 3 ) 要員計画等の妥当性	3	
( 4 ) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 6 0 )	
<b>( 1 ) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 3 0 )	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁計画</u>	( 3 0 )	( 1 2 )
ア) 類似業務の経験	1 2	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	( 1 2 )
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	( 6 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	6
<b>( 2 ) 業務従事者の経験・能力： <u>橋梁設計</u></b>	( 1 5 )	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>( 3 ) 業務従事者の経験・能力： <u>調達事情／施工計画／積算</u></b>	( 1 5 )	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第3 特記仕様書案

### 1. 事業の背景

ホンジュラスにおいては、陸上貨物の大半が道路で輸送されているが、当国全土の舗装率は22.5%と未だ低く、損傷度が高く補修等が必要な橋梁は全体（1,007橋）の25%以上に及ぶ等、運輸インフラの維持管理は喫緊の課題である。中でも国道1号線（以下「CA1」）は、北・中南米を結び、陸上輸送の基幹をなす国際幹線道路であるパンアメリカンハイウェイ（以下「PAH」）の一部を構成し、当国の輸出入のうち23%が当国内のPAHを通過するなど、域内及び当国の経済の維持・発展、ひいては域内住民の雇用や生活にとって重要な役目を担う。

また、中米地域で社会問題化している米国を目指す移民の増加の主因は雇用不足や低収入であるとされているため、移民の発生を抑制するための対策として、産業振興や生産性向上に加え、域内での貿易促進の重要性を域内の諸国が訴える等、運輸網の重要性が再認識されている。

本件の対象であるグアシロペ橋が位置するバジェ県は、当国内でも貧困度が高い地域で、同県の貧困率はホンジュラス国内平均64.5%に対し76.4%である（当国国家統計院、2013年）。同橋は、地域の主な雇用の受け皿であるエビ養殖やメロン栽培等の生産物の輸送等に活用されており、また約6万人の周辺住民の学校や病院等の基礎サービスへのアクセスのためにも重要な役割を担っているため、その機能の保全は、地域住民の生活及び経済活動の維持・促進において重要な意味を持つ。

加えて、当国は、1998年に14,600名を超える死者を出したハリケーン・ミッチを始め、ハリケーンや地震、土砂崩れが多発し、自然災害への脆弱性を抱えているため、被災時の周辺住民のライフライン確保の観点からも、災害に対して強靱な橋梁が求められている。

中米各国はPAHの安全性確保のため、統一的な基準を設定しているが、グアシロペ橋は1943年に建設されたため、耐荷重や建築限界など現在のPAHに求められる設計基準を満たしておらず、また建設当時の想定以上の交通量（6,365台/日）と車両の大型化が橋の劣化を早めている。

こうした背景から、ホンジュラス政府はPAHの健全性の維持を重視し、CA1に残る最後の老朽化した大規模橋梁であるグアシロペ橋の架け替えを、技術力に信頼を寄せ我が国に要請した。

本業務は、標記事業の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な事業内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 目標

本事業は、中南米地域の主要幹線道路であるパンアメリカンハイウェイの一部を構成する国道1号線上に位置するグアシロペ橋の架け替えを実施することにより、域内の物流促進及び橋梁の安全性を確保し、もって当国及び周辺地域の生活基盤の維持や経済活動の活性化に資するもの。

#### (2) 概要

本事業は、中南米地域の主要幹線道路であるパンアメリカンハイウェイ上に位置するグアシロペ橋（158m、片側1車線）の架け替えを実施するもの。

(3) 対象地域 (サイト)

国道 1 号線上のグアシロペ橋 (バジェ県ナカオメ市)

(4) 実施機関

インフラ・公共サービス省

(Secretaría de Infraestructura y Servicios Públicos: INSEP)

### 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、計画の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ホンジュラス政府から要請のあった「国道 1 号線橋梁架け替え計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がホンジュラス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査手法、調査項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

#### (2) 現地調査の実施方法

本業務においては、下記のとおり計 2 回の現地調査を実施する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させる。

##### 1) 第 1 回現地調査

最適な事業内容を検討するために必要な事業背景・経緯・内容の確認、実施体制、法令等の確認、現況調査（用地制約を把握するための簡易な測量等）、既往文献の収集、再委託先の抽出・再委託契約の締結、概略設計実施・報告書案の作成等に必要な詳細調査、環境社会配慮調査、調達事情調査等  
(※第 1 回現地調査について、環境社会配慮等に係るフォローアップを実施するため、一部の業務従事者については必要に応じて現地渡航を 2 度行うことも可とする。渡航回数についてはプロポーザルにて提案すること。)

##### 2) 第 2 回現地調査

準備調査報告書案の先方関係者への説明、協議

### (3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議する。さらに、日本側に対するJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

### (4) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

JICAでは、2019年度よりホンジュラスを含む中米統合機構（SICA）を通じて開発計画調査型技術協力「持続的な経済開発・地域統合のための中米物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト」を実施しており、本事業及び中米各国での取り組みとの連携や、域内の物流並びに経済活動の更なる活性化が期待される。

また、米州開発銀行（IDB）の「CA1道路リハビリ事業」により、エル・アマティージョーサン・ロレンソ間道路の96%が完成しており、本事業で同区間上に位置するグアシロペ橋の整備を行うことで、増加する重量車両の安全な通行の確保が期待される。本調査では、我が国及び他ドナーにより実施された関連案件の経緯、進捗状況（完成予定時期）、将来計画および得られた教訓等を再確認し、本事業計画に反映する。併せて想定交通量、技術基準等も確認し、本事業計画に反映する。

### (5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性、及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸案となるような事項の有無について確認することとする。

本事業は既存橋梁の架け換えであり、大規模な用地取得は生じないと想定されるが、工事中（仮設道路・仮設橋の設置等）及び完工後の周辺環境への影響、及び本プロジェクト実施に係るホンジュラス国内の関連法に基づく環境許可の現状と今後の手続き等について十分確認することとする。

### (6) 架橋位置

架橋位置については、下記6.（12）のとおり検討することとなる。橋梁近傍の土地所有状況等の環境社会配慮上の必要情報について十分に把握をした上で検討を行うものとする。また現位置に新橋を建設する計画となった場合には、現道交通の確保のために迂回路の設定が必要となる場所、仮設橋梁の設置、河床の活用、広域迂回の設定等の比較案の中から適切な迂回路の計画を立案することとする。

### (7) 既存橋梁

本事業は基本的には橋梁の架け替えを想定しており、既存橋梁については将来的に撤去する方針だが、現在先方政府が応急的な補修工事を実施しており、既存橋梁についても併用したい意向があるとの情報がある。現位置以外に新橋を建設する計画となった場合には、目視点検（定期点検レベル）にて健全度を評価し、同評価及び経済性、交通管理の妥当性等を踏まえた上で先方政府と協議の上、適切な既存橋梁の取り扱いに係る合意を図る。仮に先方政府が既存橋梁の併用を強く希望する場

合は、既存橋梁の通行は二輪車及び歩行者に限定する等を検討する。

#### (8) 施工計画の留意点

乾季（12月～5月）は河川の水位がきわめて低く、水底がむき出しになるとの情報があるため、乾期であればドライな状態での下部工施工、河床を活用した迂回路の設定、工事用資機材の搬入路の設定等の可能性もある。については、河川水位等に関する情報を確認・把握し、雨季/乾季等を考慮の上、具体的な月次でスケジュールを作成する。なお、工事中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限に留めるような施工計画を検討する。

雨期（ハリケーンシーズン）の影響により施工が一時中断されることも予想されることから、施工計画の策定にあたっては、雨期（ハリケーンシーズン）等を考慮し、工程表を作成する。

#### (9) 河川調査

グアシロペ橋の対象河川の状況について、現時点で得られている情報は限られており、流域や架橋位置付近での既往最大水位等の基本的な河川情報は計測されていない。そのため、第1回現地調査では、河川測量や河川内でのボーリング調査を実施するとともに、ホンジュラスにおける気象業務を管轄する機関や対象河川管理者等の関係機関や周辺住民へのヒアリング、洪水痕跡の調査等を通じ、河川の状況を調査し、橋梁計画・設計に必要な河川の情報収集を十分に行う。

#### (10) 維持管理体制について

対象橋梁の定期的な維持管理は、INSEPが実施している。INSEPの人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等を確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### (11) 道路・橋梁分野における他案件からの教訓の活用

ザンビア共和国向け無償資金協力事業「リビングストン市道路整備計画」の事後評価（評価年度：2015年度）等では、事業の設計段階から交通安全性の確保に向け可能な対応策についても考慮すべきとの教訓が示された。本事業においても、グアシロペ橋における歩道の幅員の狭さが指摘されている事等をふまえ、通行車輛及び歩行者、自転車等、利用者への安全に配慮した設計を行う。

#### (12) 交通安全対策の検討

供用開始後の車両、歩行者等全ての道路利用者交通の安全を考慮した概略設計を実施する。本調査においては、交通安全を含む多角的な視点に基づいた内部照査を実施し、設計に反映させることとする。ホンジュラス国の全国的な交通事故データはWHOの公表データにより得られるが、合わせて、全国および当該地域・路線での交通事故データの収集・分析を行うとともに、事業対象橋梁付近での交通事故発生状況につき、ヒアリング等により確認する。

#### (13) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ホンジュラスでの最近の既往調査報告書等やJICAホンジュラス事務所から、ホンジュラスでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安

全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したホンジュラスの工事安全・労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりホンジュラスの他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてホンジュラスで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAホンジュラス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

#### (14) 治安状況をふまえた安全対策

グアシロペ橋があるバジェ県ナカオメ市は外務省の危険情報ではレベル1の地域ではあるものの、首都のテグシガルパはレベル2に指定されている等、ホンジュラスは中米の中でも危険度が高い国の1つであることから、治安状況の本事業への影響を想定し、必要な安全対策を検討する。特に、施工時の安全対策については、JICAホンジュラス事務所とも相談の上、必要な対策を概略設計に盛り込む。

#### (15) 質の高いインフラのための検討

日本政府が提唱する「質の高いインフラ」の観点から、橋梁形式や道路／舗装の設計にあたっては、ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性と自然災害のリスクに対する強靱性の確保等の観点や本邦技術活用の観点を踏まえて検討する。

#### (16) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる設計照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案すること。照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICAに提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAからの調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容

を協議・確認する。

- (3) 事業の背景・経緯の確認及び交通・道路ネットワークに係る上位計画の確認
- 1) ホンジュラスの開発計画、道路セクターや物流の開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性を確認する。交通・道路ネットワークに係る上位計画として、パンアメリカンハイウェイの将来的な計画等についても確認し、設計上の留意点を洗い出す。
  - 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるインフラ・公共サービス省（INSEP）の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、INSEPが維持管理の責任機関と想定されるため、維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具備しているかについても確認する。

(5) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、舗装の劣化には軸重が影響している可能性もあることから、本調査の中で過積載車両の通行の実情及び取締状況について確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ホンジュラス側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(6) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、

道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本事業に関連する我が国、他ドナー及びホンジュラス政府資金によるプロジェクト等の最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。

併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を入手するとともに、実施機関での類似事業担当や同事業の受注企業等に対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(7) サイト状況調査

1) 橋梁状況調査

対象橋梁（取付道路を含む）において、現橋の損傷状況や添架してあるユーティリティ等を確認する。損傷状況についてはその原因を可能な限り究明し、その対応策を新橋設計に反映する。添架されているユーティリティは新橋架け替え時の対応（移設位置、費用の負担、工程等）について、その管理者および実施機関と協議を行う。また、事業予定地の周辺状況を踏査し、架設地点や新橋建設時の架設ヤード等の検討を行う。

2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、橋梁建設予定箇所において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降雨量、災害履歴、地形調査、地質調査、河川流量、流速、最大

水位などが含まれる。本件については、現地再委託にて実施することを可とする。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）について、また上記項目以外で必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合は同内容につき、プロポーザルで提案すること。

## （８）環境社会配慮

（重要な環境社会項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成、大規模ではないが住民移転や用地取得が生じる場合は簡易住民移転計画案の作成）

本事業は、JICA環境ガイドラインに掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

については、ホンジュラスにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

社会影響の検討にあたっては、既存橋梁の扱いによりその影響範囲が変わるため、先方政府及び道路設計との連携が必要と想定される。また、ホンジュラス側による現在の道路用地の取得経緯や時期が不明である場合、これらを確認し、JICA環境ガイドラインとの一貫性を整理し、整理結果に基づく補償方法を検討する必要がある。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（仮設道路・仮設橋・橋梁本体の建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止、既設橋解体に伴う廃棄物等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）が想定される。

JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの<参考資料>環境チェックリスト案を作成する。

### 1) 環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可とする。（経費は別見積りに計上すること。）

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の

範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案(プロジェクトを実施しない案を含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者<sup>1</sup>、協議方法・内容等の検討)

## 2) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的

---

<sup>1</sup> 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### 3) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ（若しくは交通弱者）に配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ①本プロジェクトの効果発現における、交通弱者若しくは上述のジェンダー等の視点を考慮した、歩道、道路横断施設、街路灯等の施設整備について、ホンジュラスの社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ②他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。
- ③本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダー・バランス確保等が想定され、積極的にホンジュラス及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。

### (9) 社会状況調査

橋梁改修による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。（経費は別見積りに計上すること。）

下記の他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設、市場等）の分布、アクセス状況
- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) ネットワークの観点からの便益
- 4) 災害時のライフライン確保の観点からの便益
- 5) 貧困率データ（当該国／当該地域の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合）

### (10) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況を把握するとともに、橋梁の舗装構造設計に必要な累積軸重の算出、過積載車両への取り締まり状況、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても調査するものとする。調査については、曜日変動及び季節変動を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及

び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。更に、迂回路状況（交通規制や設計荷重）を確認し、仮に災害が発生した場合の迂回に伴う経済損失についても計算する。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）についてはプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。（経費は別見積りに計上すること。）

(11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、先方関係機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント、現地コントラクター等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。調査の結果、資機材調達にリスクがある事が判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコントラクター（以下、サブコン）の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(12) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照した設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

架橋位置に関しては、自然条件調査や用地所有状況、迂回路の確保、その他社会調査結果等を基に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。併せて取付道路の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。なお、排水施設や護岸等の道路付属物の設置必要性についても検討し、計画内容に反映する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材調達計画
- ・ 仮設計画

- ・実施工程
- ・資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り廻し計画

なお、施工計画の検討にあたっては、本邦技術活用に係る観点をふまえ、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

施工監理計画（交通安全対策を含む）では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理）等を記載する。

### （13）橋梁形式の選定

無償資金協力の橋梁案件において、本邦技術活用の可能性を検討し、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク逋減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、報告書に取りまとめること。

#### 1) 橋梁形式選定のフローチャートの作成

要請背景や現地状況等を基に、どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては、業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実をふまえ、必要に応じて適宜見直す。

#### 2) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。河川条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。一般に架橋位置は橋長を短くすることを重視して決定されるが、その結果アプローチ道路が長くなる、沈下対策が必要となる場合もあるので、総合的な判断を行い、これを決定する。橋脚高、スパン割については、気象業務や河川管理を管轄する関係組織との協議をふまえ、必要に応じて気候変動の影響を考慮する。

#### 3) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3～5種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。特に橋梁の支承、伸縮装置等将来の交換を前提とする部材については、交換を不要もしくは容易な構造にすることを検討する。

なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

### （14）相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

#### （15）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。なお、ホンジュラスの免税情報については、JICAが過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地JICAホンジュラス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する最新情報を入手し、情報アップデートについて合意する。調査終了時には必ず同事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

#### （16）事業の維持管理計画策定

INSEPが行うことになると想定される整備後の橋梁の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法・概算費用を検討する。

#### （17）事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中でわが国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、設計・積算マニュアルの補完編（2019年10月）を参照すること。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

#### （18）協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

#### (19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (21) 事業の評価

事業の評価をDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標としては、i) 平均日交通量、ii) 旅客量、iii) 貨物量、iv) 大型車混入率等を想定している。これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書に記載すること。さらに、既存橋梁は耐震基準等を満たしていないことから、仮に本事業が実施されず、かつ災害が発生した場合による直接的経済損失（迂回等に伴う損失も含む）についても調査の中で計算すること。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

#### (22) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

#### (23) 企業説明会の実施

JICAは、第2回現地調査（概要説明）前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（海外建設業協会（OCAJI）等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する企業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

#### (24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書（案）をホンジュラス政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

## (25) 準備調査報告書等の作成

ホンジュラス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 準備調査報告書
- ③ デジタル画像集
- ④ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- ⑤ 照査チェックリスト

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(11)を成果品とし、提出期限を2020年11月30日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 業務計画書                             | : 和文 2 部 (2020 年 1 月上旬)            |
| (2) インセプション・レポート                      | : 和文 8 部・西文 2 部 (2020 年 1 月中旬)     |
| (3) 第 1 回現地調査結果概要                     | : 和文 8 部 (2020 年 2 月下旬)            |
| (4) 第 2 回現地調査結果概要                     | : 和文 8 部 (2020 年 8 月下旬)            |
| (5) 準備調査報告書（案）                        | : 和文 8 部・西文 2 部 (2020 年 8 月下旬)     |
| (6) 概要資料（案）                           | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 (2020 年 9 月上旬) |
| (※完成予想図を含む。)                          |                                    |
| (7) 概略事業費（無償）積算内訳書                    | : 和文 2 部 (2020 年 11 月下旬)           |
| (8) 準備調査報告書                           | : 和文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚            |
| (※完成予想図を含む。)                          |                                    |
|                                       | : 西文（製本版）16 部及び CD-R 2 枚           |
|                                       | : 和文（先行公開版）2 部及び CD-R 1 枚          |
|                                       | (2020 年 11 月下旬)                    |
| (9) デジタル画像集                           | : CD-R 1 枚（デジタル画像 40 枚程度）          |
|                                       | (2020 年 11 月下旬)                    |
| (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report） | （西語訳付きの初版）                         |
|                                       | (2020 年 11 月下旬)                    |
| (11) 照査チェックリスト                        | : 和文 1 部 (2020 年 11 月下旬)           |
| (12) 免税情報シート                          | : 和文 1 部 (2020 年 11 月下旬)           |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (7) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2020年1月中旬より第1回現地調査を実施する。その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）の上、第2回現地調査（概要説明）を行う。第2回現地調査後、2020年11月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、表中2020年5月に想定している現地渡航については、上記 第3 5.（2）によることとする。

項目	時期	2020年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(概略設計調査)													
事前準備		□											
現地調査(OD)		■	■			■							
国内解析			□										
概略設計ドラフト説明(DOD)									■				
国内整理										□			
概略設計概要資料提出										△			
報告書提出		▲ IC/R							▲ DF/R				▲ F/R

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

通訳（西語）含む：約21.05M/M

通訳（西語）除く：約18.77M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、下記の格付は目安であり、これを超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／橋梁計画（2号）
- 2) 橋梁設計（3号）
- 3) 道路計画・道路設計

- 4) 交通量調査・需要予測
- 5) 調達事情／施工計画／積算（3号）
- 6) 自然条件調査／河川計画
- 7) 環境社会配慮／社会状況調査
- 8) 設計照査
- 9) 通訳（西語）

(3) 設計照査

設計照査を担当する技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者でなければならない。

(4) 通訳

本調査には必要に応じて通訳（西語）を配置することを可とする。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書（本見積）に記載すること。

### 3. 参考資料

(1) 公開資料

- ・ 質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）ファイナルレポート（2018年）  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_600\\_12303186.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_600_12303186.html)
- ・ ホンジュラス国国道6号線地すべり防止計画準備調査報告書（先行公開版）（2017年） <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032999.html>
- ・ ホンジュラス国幹線道路3橋梁架け替え計画予備調査報告書（2004年）  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_613\\_11767308.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_613_11767308.html)
- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）  
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- ・ ODA建設工事安全管理ガイダンス（2014年）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance\\_ja.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf)
- ・ JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年）  
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/pdf/plan\\_man\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf)

(2) 配布資料（企画競争説明書と同時配布）

- 1) 無償資金協力要請書（西語のみ）
- 2) 内部照査について
- 3) 照査チェックリストサンプル（道路）
- 4) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領（2017年4月）

#### 4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

##### (1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

##### (2) 第2回現地調査

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 交通量調査
- (2) 自然条件調査
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査

現地再委託先にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 自然条件調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

#### 7. その他の留意事項

##### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

## （２）JICAからの調査団員への同行

現地調査に関し、業務主任者はJICAからの調査団員滞在期間中、原則として同団員の調査に同行することとするが、その他の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## （３）調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積（本見積）に含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## （４）複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## （５）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## （６）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## （７）適用する約款

本業務にかかる契約には、「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用する。

以 上

## ホンジュラス国国道1号線橋梁架け替え計画準備調査にかかる 自然条件調査仕様書（案）

### 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

### 2. 調査項目

#### (1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的：道路設計、橋梁設計等の検討に必要な河川の特徴を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集  
(河川水位、河床変動、流量、流速、降水量等)

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：観測記録、分析結果等

#### (2) 地形測量

調査目的：道路設計、橋梁設計および施工に必要な地形や河川の情報を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量

実施方法：直営または現地再委託

成果品：地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

#### (3) 地質調査

調査目的：道路設計、橋梁設計および施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、骨材材料試験等

実施方法：直営または現地再委託

成果品：地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

以上